

初めて焼津市立総合病院を
受診される患者様へ

受診のご案内

焼津市道原 1000
焼津市立総合病院
TEL 054-623-3111

ホームページアドレス <http://www.hospital.yaizu.shizuoka.jp>

焼津市立総合病院における受診手続きは、次のとおりです。

I 受診手続

手続き	内 容	場 所
1 受診申込	(1) 記載台の「診療申込書」に必要事項をご記入ください。 (2) 「診療申込書」に保険証またはマイナンバーカード（マイナ保険証）、紹介状（持参の場合）を添えて総合受付へ提出してください。 ◎ 受診する科がわからないときは、総合案内でご相談ください。 ◎ 労災・交通事故の場合はお申し出ください。 (3) その後、問診センターにて問診を行います。	総合受付 (5番窓口)
	(1) 問診票に必要事項をご記入ください。問診センターの看護師がお話を伺います。 (2) その後、受診する診療科にお越しください。	問診センター (14番窓口)
	(1) 受診する診療科窓口で問診票を提出し、お名前を告げ、初めてである旨をお申し出ください。（紹介状をお持ちの場合は提出してください。） (2) 呼出番号で呼びますので、それまでお待ちください。	診療科受付
2 診 察	(1) 呼出番号を呼ばれましたら、看護師の指示にしたがって受診してください。 (2) 診察終了後は、呼出番号を呼ばれるまで診療科前でお待ちください。 (3) 呼出番号を呼ばれましたら、「診察券」、「診療案内カード」、「予約票」及び「処方せん」（薬が出た方）をお受け取りください。	各診療科
3 請求書 受取り	(1) 「診療案内カード」を会計窓口へ提出し、診療費の請求書（納入通知書兼領収書）をお受け取りください。	会 計 (10番窓口)
4 支払い	(1) 請求書の氏名及び金額をお確かめのうえ、支払い窓口でお支払いをして、領収書をお受け取りください。	お支払い (11番窓口)
5 処方せん ファックス	(1) 当院では、院外処方せんを発行しております。処方せん取扱薬局は、ファックスコーナーでご案内いたします。 (2) 取扱薬局へのファックス送信サービスを無料で行っておりますので、ご利用ください。 ※ 処方せんの有効期間は発行日を含めて4日間です。 ※ 取扱薬局では、薬と引き替えに薬代金の自己負担分をお支払いください。	院外処方せん ファックス コーナー (8番窓口)

II 次回以降の受診(再診予約)について

自動再来受付機で受付し、「診察券、診療案内カード、予約券」を診療科の受付窓口に提出してください。

III 初診及び再診の際にご留意いただくこと

1 複数科受診

1日に2科以上の診療科を受診される場合は、その旨お申し出ください。

2 紹介状なしの受診

紹介状のない初診の患者様には、通常の診療費とは別に特別初診料として7,700円をご負担いただきます。

3 予約の変更

ご事情で予約を変更される場合は、診療科にご連絡ください。

4 保険証の確認(毎月1度必ずお願いします)

月の最初の受診日には、総合受付へ保険証を提示してください。

5 保険証、住所等の変更

保険証の種類、住所、氏名等に変更があった場合は、受診前に「総合受付」に提示してください。

6 こども医療

こども医療費受給者証をお持ちの方は、総合受付及び各診療科の受付窓口へ提出してください。

7 公共交通機関のご利用

駐車場は大変混み合いますので、来院の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。